

○財務省告示第三百三十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十二年九月六日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十二年十月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の法律の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（五年）（第九十 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で五十四億三千五百五 十 五 万 円	十五 万 円	五 十 四 億 四 千 四 百 七 十 九 万 四 百 五 十 五 万 円	五 万 円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十二年九月六日	額面金額百円につき百円十七銭

十一  
十二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年 ○ ・ 三 パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金  
出した金額を次の算式により算  
する。期日に払い込むものと規定  
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 78}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記(一)  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額(ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記(一)  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受けるとして所得  
税率を乗じた金額)を控除す  
ることができる。

十三  
初期利子

平成二十二年十二月二十日を支  
払期とし、次の算式により算出  
した金額を支払う。ただし、支  
払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.3}{2} \times 1$$

第十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十五日 償還期限 利率をその日以前六箇月に属す

十五日 償還金額 平成二十七年六月二十日

十八 払込期日 平成二十二年九月六日

元利支 日本銀行 額面金額に付き百円